京都大学における学生納付金に関する規程新旧対照表 改 正 TF. 前 改 (前 略) 第2条 本学において徴収する授業料、入学料及 第2条 び検定料の額(第6条に定めるものを除く。)は、 別表第1のとおりとする。 2 前項の検定料のうち、次の各号の一に該当す 2 る場合は、その者の申出により、当該各号に掲 げる額を返還するものとする。 (1) 京都大学通則(昭和28年達示第3号。以 (1)下「通則」という。)第6条の規定による学部 の入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施 する場合において、出願書類等による第1段 階目の選抜に合格しなかった者 13,00 (同 左) 0円 (2)(2) 通則第6条の規定による学部の入学に係る 試験において、入学の出願を受理した後に本 学が大学入試センター試験において受験する ことを課した教科・科目を受験していないこ とにより出願の資格がないことが判明した者 13,000円 (3) 通則第7条第2項の規定による学部の編入 (3)学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する 場合において、出願書類等による第1段階目 の選抜に合格しなかった者 23,000円 (4) 通則第53条の15において準用する通則 (4) 通則第38条の規定による総合生存学館又 第38条の規定による法科大学院又は経営管 は通則第53条の15において準用する通則 理教育部の入学に係る試験を2段階の選抜方 第38条の規定による法科大学院若しくは経 法で実施する場合において、出願書類等によ 営管理教育部の入学に係る試験を2段階の選 る第1段階目の選抜に合格しなかった者 2 抜方法で実施する場合において、出願書類等 3,000円 による第1段階目の選抜に合格しなかった者 23,000円 3 (同 左) (略) (後略) 附則 1 この規程は、平成25年4月1日から施行す る。 2 大学院総合生存学館における検定料の徴収方 法の特例等を定める規程(平成24年達示第

72号) は、廃止する。

(同 左)

別表第1(第2条関係) (略) 別表第1(第2条関係)

改	正	前		改	正	後	
別表第2(第6条関係) (略)			別表第2	(第6条関係)	(同	左)	
別表第3 (第8条関係)			別表第3	(第8条関係)			
1 国際交流会館に入居する学生に係る寄宿料							
区分	収容定員1人当たり	寄宿料(円)					
	又は収容世帯1世帯						
	当たりの建物(共有						
	部分を含む。)の面積						
居室が単身用の場	18㎡以上20㎡	月額 4,300					
<u>台</u>	<u>未満</u>						
	20 m 以上25 m	月額 4,700					
	<u>未満</u>						
	<u>25㎡以上</u>	月額 5,900					
居室が世帯用の場	40㎡以上50㎡	月額 9,500					
<u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u> </u>	<u>未満</u>						
	<u>50㎡以上60㎡</u>	月額 11,900					
	<u>未満</u>						
	<u>60㎡以上</u>	月額 14,200					
2 熊野寮に入居する学生に係る寄宿料月額			1				
700円					左)		
3 吉田寮・女子寮・室町寮に入居する学生に係			2	(	//		
る寄宿料月額400円				ノ			